

『杜騙新書』における包公

氏 岡 真 士

キーワード：杜騙新書、包公、衙役、胥吏、鹿洲公案

包公は、北宋の包拯（999～1062）のことである。剛直で清廉な政治家だったが（『宋史』卷三百十六）、後世の戯曲・小説においては神がかり的に優れた名裁判官の代名詞になっている。たとえば「盆児鬼」雑劇・「烏盆伝」説唱詞話系統の話では、殺されて遺体は盆（広口の容器。ここではおまる）にされた鬼（幽霊）の証言を得て、真犯人を裁くほどである（後藤裕也ほか『中国古典名劇選』東方書店、2016年に『元曲選』本による訳注あり）。

その包公が騙された、と要約可能な話を明の短編小説集『杜騙新書』が載せている。これが意味するところを、本稿では考えてみたい。

1.

『杜騙新書』は、騙を杜（と）ぎす、と題している。様々な騙しの手口を紹介することで騙されるのを防ぐ、という趣旨だろう。仕掛けられた側がまんまと騙される話もあれば、如何に対処したかまで描く話もあるが、ほとんどの話に按語が付され、手口の解説や戒めなどが記されるから、なるほど騙されるのを防ぎ、騙されたとき対処するのに役立ちそうではある。

全84話が内容から全24類の「騙」に分かたれているが、通算第57話「地理寄婦脱好種」（十七類「姦情騙」）は四つ、第74話「服孩兒丹詐辟穀」（二十一類「僧道騙」）は二つの話を含むので、全88話と数えることもできる。唐寅と祝允明、あるいは陳全といった有名人も登場するが（十三類「詩詞騙」、第44話「偽装道士騙鹽使」、第45話「陳全遺計嫖名妓」）、旅商人をはじめとして、各界の一般人に関わる事件が多い。『杜騙新書』のタイトルにしばしば「江湖歴覽」などと冠されるのも、そのためだろう。

全24類のうち十五類「衙役騙」（明刊本卷三1 b～7 a）は、第48話「入聞官言而出騙」・第49話「故擬重罪釋犯人」・第50話「吏呵罪囚以分責」の3話から成る。このうち最後の第50話が、包公の話である。閻小妹ほか『『杜騙新書』訳注稿二編』（『杜騙新書』の研究）プロジェクト、2018年）から一部改変しつつ、全文の内容を見てみよう。

「吏呵罪囚以分責」

小役人が囚人を叱って責打の刑を分担する

人傳包孝肅為官清廉明察，用法無私，詐不得以巧辨售，罪不得以權貴免，又不納分上。故人稱之曰：閔節不到，有閔羅、包老。

言い伝えに拠りますと、北宋の包拯、字は希仁、諡は孝肅は、官僚として清廉明察で、法律適用に私情をはさまず、詐る者は巧言でだますことができず、罪ある者は権勢

や身分の高さで免れることができませんでした。また賄賂を受け取りませんでしたので、人は包公を称えて、「コネの利かぬは閻羅の包公」と言いました。

適有富豪子，犯姦情真，知難逃洞察。預與一老胥謀曰：「包爺精明，察事如神。我所犯情真，干証又直証，罪實難逃。若重罰，猶可輸納，惟痛責實是難堪。有何計可以減責，必不惜厚費圖之。」老胥曰：「明日若當責時，你奔近案前，強辨求伸。我從傍呵斥，為你分責，或可減你一半，此外別無策可圖也。」

ある時、富豪の子が姦通罪を犯したと訴えられ、しかもそれは事実でした。富豪の子は、包公の洞察を逃がれ難いを知り、予め一人の老吏に相談して言いました。「包知事は聡明で、神のように真実を察します。私が罪を犯したのは事実です。証人も正直に証言するでしょう。まことに罪を逃がれ難いです。重罰であれば、まだしも納贖で済ませることができます。ただ責打だけは痛くてとても堪えられません。何か責打を減らすことができる方法があるでしょうか。必ず厚く御礼をいたしますので、どうかお考え下さい。」老吏が言いました。「明日、もし責打されることになれば、あなたは包公の机の前に走って近づき、冤を晴らして欲しいと強弁して下さい。私は傍らから叱りつけ退けて、あなたのために責打を分担します。あるいはあなたの責打の半分を減らすことができるかもしれません。これ以外には別に図ることができる策はありません。」

次日，包公審得真情，發怒要打富子四十。富子奔近案，曉々伸辨不已。老胥從傍大聲呵之曰：「速去受責，何須許多說話，罪豈赦你。」包公見之，大恨此吏攬權起威，恐後日竊勢騙人，外必生事。即先責老胥二十板，偏減去富子二十。欲使威不自胥出，不知正落其謀中也。老胥遂得厚賂，而包公漠不知之。

次の日、包公は、審理して事実を得て、怒りを発して富豪の子を四十回打たせようとなりました。富豪の子は包公の机に走って近づき、必死に無罪を主張して止まませんでした。老吏が傍らから大声で叱りつけて言いました。「さっさと責打を受けに行きなさい。たくさん言い訳しても無駄だ。罪はあなたを赦さない。」包公はこれを見て、この吏が権力を握って威勢を張っている、と大いに憎み、後日、権勢を我が物として人を騙し、外で必ずもめ事を起こすであろうと恐れて、ただちに先ず老吏を二十板、責打しました。そして反対に富豪の子の二十板を減らしました。権威が吏から生じないようにしようと欲して、まさに吏の術中にはまったことに気づかなかったのです。老吏は首尾よく多額の賄賂を手に入れ、一方、包公はさっぱりこれに気づきませんでした。

按：吏為奸，皆是知本官性情，而變幻用之。老胥知包公嚴明，豈容胥吏招權，故旁呵犯人，包公必責吏，而故恕犯人，以見胥吏之無權，欲外人不畏懼之。豈知于難減責之中，故分責以取其賄？又孰從而察之？公且受胥騙，況後之為官者哉。

思うに、吏が悪事を行うときは、いつでも、自分が仕える官僚の性格を把握して、変幻自在にこれを利用する。老吏は、包公が厳格で聡明であるのを知っていた。どうして胥吏が権勢を招き寄せるのを許すであろうか。故に傍らから犯人を叱りつければ、包公は必ず吏を責打して、わざと犯人をゆるして、胥吏には権勢がないことを示し、外部の人が胥吏を畏怖しないようにする。あにはからんや、責打を減らすことが難しい中で、わざと責打を分担して、犯人から賄賂を受け取っていたとは。一体誰がこれを見抜くことができようか。包公でさえ胥吏に騙されたのである。ましてや後世の官僚が胥吏に騙

されやすいの言うまでもない。

この話は訳注稿も指摘するように、宋の沈括『夢溪筆談』巻二十二・鄭克『折獄龜鑑』巻五・桂万榮『棠陰比事』巻中などの記載に基づくいっぽうで、「輸納」すなわち重罰を納贖（物納による贖罪）で済ませるとか、「犯姦」即ち姦通罪のため「要打富子四十」つまり被告である富豪の子を竹板四十叩きしようとするなどと、明の法制に照らした増補改変がなされている（ちなみに宋の三つの資料では、犯人が受けるべき棒打ちは十七回で、すべて胥吏が被っている）。

とはいえ、包公が老吏の権勢をとがめて責打を老吏に加えた点や、それによって犯人への責打を減らすことこそが老吏の真の狙いであると包公が見抜けなかった点など、話の骨子に相違は無い。まんまと包公は騙され、老吏は賄賂をせしめたことになる。

2.

包公が登場する第50話の前に、十五類「衙役騙」は第48話「入聞官言而出騙」・第49話「故擬重罪釋犯人」を収める。このうち第49話も、下役が剛直で清廉な上役の裏をかく点では第50話と共通する。以下これも『『杜騙新書』訳注稿二編』より一部改変して紹介するが、話の前段は原文を略す。

「故擬重罪釋犯人」

わざと重罪を求刑して犯人の罪を軽くする

金持ちの元植という者は、一族仲良く行ないは謹み深く、代々善良なたちでしたが、偶然から村の有力者と不和が生じました。有力者は以前から府の判事の葉さんと仲が良かったので、重箱の隅をつついて、元植の悪事を十あまりもでっち上げ、葉判事にそれを取り調べてもらうことにしました。省の司法・監察機構である按察司が葉判事によるお裁きを認めたので、葉判事は元植を呼び出してこう言い付けました。「お前の悪行はすっかりお見通しで、有罪は間違いない。お前の家は豊かだからといって、賄賂でどうかしようとしてはいかんぞ。もし賄賂を使えば、罪は重くなりこそすれ軽くはならん。まずは監房に入れて、被害者を出頭させてから、審理のうえ判決を下す。」葉判事は日ごろから清廉で、賄賂を受け取ったことはありません。今や元植は面と向かって釘を刺されたので、尚更ジタバタできず、ひたすら恐れ入って判決を待つのでした。

ところが、たまたま親戚に村長の易がいました。前から元植と親しく、この事が濡れ衣だと知りましたので、ひそかに元植に代わって知府つまり府知事に訴え、葉さまにとりなしを頼みました。府知事は折を見て婉曲にとりなしたのですが、葉さまは激怒して、帰ってくると元植を鞭打って責めたのです。「賄賂を使うなどお前には言ったのに、それでも府知事さまに頼んだのだな。そういう極悪人は、必ず辺境の守備隊送りにしてやる。」元植はさっぱり事情がわからず、叩頭して言いました。「旦那様が賄賂をお受けにならないことは、この府で知らないものはおりません。親しくご教示くださったことでもあり、どうして府知事さまに頼みなどいたしましょうか。本当にどうしてこうなっ

たのか存じません。」葉の旦那は言いました。「まずは監房に入っておれ。きっと辺境送りにしてやるからな。」

このあと下役の凌という書記が登場する。

元植出査、方知事出易郷官、自以己意代釋、並不使植知也。植思無處可解、尋其用事凌書手、密商曰：「能為我減軍入徒、當以厚礼謝。」凌書曰：「能出百金、為汝計之。」植許曰：「可。」以銀封訖。

元植は調べてみて、ようやく易村長が自分の気持ちを押し量って代わりにとりなしを頼み、しかも自分には知らせなかったのだとわかりました。元植は弁解のしようがないと思い、葉判事の書記の凌を探して、密かに相談しました。「私が辺境送りにならず懲役で済むようにしてくれれば、必ずたっぷりお礼をします。」凌書記が「百両を出せるなら、お前のために何とかしよう。」と言うと、元植は「出せます。」と答えて、銀百両を封印して後日の備えとしたのです。

葉爺果喚凌書手作招、曰：「須尋一軍律擬來。」凌書故以絞罪擬上。葉爺命改招、只可擬軍。凌書過一日、再以絞罪擬曰：「訪單中惟謀死親、第一件最重、正合絞罪。餘某條、某條、只是徒罪、並無合軍律者。」葉爺尋思、有對頭之狀、尚不輕入人絞、曾是拿訪、而可絞人、曰：「造化了他、只擬徒罷。」後擬上三年徒。元植欣然納贖、凌書遂安受百金之賄。在葉爺寧知其外受金、而內擬人重罪乎？故衙役之欺官、雖神君不及察也。

予想通り葉の旦那は凌書記を呼び、「必ず辺境守備隊送りになるような条文を選んで書け。」と言って判決を起草させました。凌書記はわざと絞首刑に当たるという原案を書きました。葉の旦那は、やり直せ、辺境守備隊送りにしなければ駄目だ、と命じました。凌書記は一日過ぎてから再び絞首刑に当たるという原案を書いて、言いました。「逮捕状の内容で、実の弟を殺そうとした第一件が一番重大で、まさに絞首刑に当たります。他のあの条やこの条は、懲役にしか相当せず、辺境守備隊送りに当たるものではありません。」葉の旦那は考えました。「ぴったりの罪状があっても、無闇に絞首刑にはしないものだ。まさかこちらから裁判にかけた案件なのに、絞首刑にして良いものか。」そして言いました。「元植は運のいいやつだ。懲役にしておけ。」こうして三年の懲役ということにしたのです。元植は喜んで現物納入で実刑を免れ、凌書記は確かに銀百両を受け取りました。葉の旦那のほうでは、凌書記が賄賂を受けて元植に重すぎる罪を当てたなど知るはずがあるでしょうか。ですから小役人が上役を欺くのは、優れた上役でもわからないものなのです。

按：善有旌獎、惡有拿訪、此朝廷激勸一大機權也。今旌者多由攢刺之巧、訪者或由權貴之嗾、其虛寔蓋相半耳。然猶幸有拿訪一途、可以少惕刁頑、稍為良民吐氣。特被訪者、出入于問官之心、高下于權書之手、其情得罪當者亦少矣。當官持權者、或遇大故重情、必虛心詳審、明察沉斷、庶可杜奸欺之一二耳！

思うに善行にはお褒めがあり悪行には逮捕があるというのは、朝廷が人々を激励するための大きな仕組みである。だが褒められるのは多く周りがよってたかって誉めそやすおかげだし、逮捕される中には有力者の使嗾の犠牲がまじっている。その虚実は相半ば

であろう。もっとも幸いにも逮捕について言えば、少しは悪いならず者を恐れさせ、いささか良民に鬱憤を晴らさせる。ただ逮捕者が判事に好かれたり嫌われたり、書記係の手に左右され、実際のところ罪に処されて当然の場合はやはり少ないだけである。官僚となり権限をもつものは、重大な大事件にぶつかるかも知れないが、そういうときは必ず先入観無く調べを充分行ない、正しく冷静に処断を下してこそ、狡猾な企みを少しでも防げるのではないだろうか。

葉判事が凌書記に判決の原案を起草させるが、凌書記はわざと絞首刑の原案を出し、判事が考える辺境守備隊送りに相当する条文は無いと繰り返すことで、懲役刑への減刑を勝ち取る。しかもそれなら「納贖」（物納による贖罪）で済む。まんまと葉判事は騙され、凌書記は賄賂をせしめたのである。

ただこのケースは、包公の話よりも背景が複雑である。葉判事が辺境守備隊送りにこだわったのは、被告の元植という金持ちが府知事に賄賂を贈って自分に圧力をかけたと思込んだからだが、それは被告のあずかり知らぬことであった。しかも被告が逮捕されたのは、葉判事の仲良しの某村の有力者が、被告と不和が生じて罪状をでっち上げたからである。被告が書記に賄賂を贈ったのは、いわば判事に追い詰められたからだと言えなくもない。

末尾のコメントで官僚に「先入観無く調べを充分行ない、正しく冷静に処断を下」すことを求めているのも、上記の背景を踏まえたものだろう。

3.

同じ十五類「衙役騙」でも、第48話「入聞官言而出騙」は第49・50話とやや様子が異なる。やはり『『杜騙新書』訳注稿二編』から一部改変し、話の前段は和訳のみとする。

「入聞官言而出騙」

役所に入って裁判官の言葉を聞き、外に出て騙す

ある村に寡婦がおり、地元で一番の金持ちでした。息子が一人だけいて甘澍といいましたが、二十歳になったばかりで、先祖伝来の財産を慎重に守り、人に金を貸そうとはしませんでした。同郷の路五が、二度ほど銀や穀物を借りたいと頼みましたが、どれも断りました。路五は心に恨みを抱き、帰って妻の胡氏と相談して、甘澍が彼女を強姦した、と誣告するよう頼み、妻は承知しました。さらに親友の支九に頼んで証人になってもらい、省の提刑按察使司のもとで各地を巡察する分巡道の役所に行って告訴すると、分巡道は原告被告及び証人を呼び出して、自ら審問しました。

まず胡氏に「甘澍はどうしてあなたの家に来たのか。」と質問しました。胡氏は「彼の家は大金持ちで、一日中、することがなく、人の婦女を姦淫してばかりいます。私の夫が家にいないのを知って、理由もなくやって来て口説きました。私が従わないので、無理に抱きしめて口づけしました。彼を罵ったのですが出ていきません。支九が、行商をしに私の夫を迎えに来て、ようやく甘澍は逃げ去りました。」と答えました。分巡道は次に支九に「おまえは路五の家に何をしに行ったのか。」と質問しました。支九は

「私は路五と一緒に行商をして生計を立てています。行商をしに彼を迎えに行きましたところ、召使いと婦人とが罵り叫んで、甘澗が逃げ出すのを見聞きしました。」と答えました。

今度は次に甘澗に「おまえは何が原因で婦人と口げんかしたのか。」と質問しました。甘澗は「彼女の家になど行ってもいません。ですから、口げんかのしようがありません。路五の家の左右の隣人に尋ねて下されば、わかります。」と答えました。左右の隣人は皆、「甘澗は寡婦の子で、もとから非行はしていません。外からは姦通の様子は全く聞こえてきませんでした。この事件は、事実を装って、彼を誣告したものでしょう。」と証言しました。路五は「彼は巨万の富があります。どうして二人の証人を買取することができないでしょうか。」と言い張ります。左右の隣人が「我々隣近所の者でさえ姦通の様子に気づかなかったのです。彼、支九は一筋隔たった所に住んでいます。どうして彼が買取られて証人になったのではないと言えるのでしょうか。」と言いますと、分巡道は、「路五は貧民だ。どうして誰かを買取して証人になってもらえようか。」と言って、左右の隣人及び甘澗をそれぞれ二十回叩かせました。そして、次回の法廷では、甘澗が強姦をしたか否かを審問することにする、と決定しました。甘澗は法廷を出て、とても恐ろしい気持ちでした。釈明する方法がないと思いました。

このあと下役として塗山という警備員が登場する。

晩堂退後、道已封門、在後堂周旋閑行、沈黙思想、忽自言曰：「錯矣！錯矣！」又周行数次、遂拂衣而入。適有防夫塗山、在外窺道舉動、聞其言錯、想必是審此姦情一事也。夤夜越牆而出、扣甘澗歇家門。歇家開門延入、甘澗正憂悶無計。塗山曰：「你今日事要關節否？」澗曰：「甚關節可解、正要求之。」山曰：「道爺適有妻舅到、三日內、即要打發起身、惟此最靈、若投他、明日即覆審、更大勝矣。」澗曰：「如此得可好、須銀幾何？」塗山曰：「此翻自案事、不比別人情、須百金方可。」澗曰：「百金我出、只要明日覆審。」塗山曰：「舅爺今酒席尚未散、吾當即入言之。」澗與歇家送出。道大門已封、塗山復從居傍民家越牆而入。

一日の最後の法廷が終わった後、分巡道は、門を閉じてから、役所の後堂で、うろうろと歩きまわりながら、沈黙考しました。そして突然、「間違えた、間違えた。」と独り言を發しました。さらに何度か歩きまわったあげく、衣を払って私室に入りました。たまたま警備員の塗山が、外で分巡道の挙動を窺っていました。分巡道が「間違えた。」と言うのを聞いて、これは必ず、この強姦の一件の真相を悟った言葉であるに違いないと思いました。塗山は深夜に役所の堀を越えて外に出て、甘澗が泊まっている宿屋の門をたたきました。宿屋が門を開けて塗山を招き入れると、甘澗は打開策を思いつくことができず悶々としていました。塗山が「あなたは今日の事件のために、賄賂を使いたいと思っていますか。」と尋ねました。甘澗が「何かの賄賂で解決できるなら、ぜひそうしたいです。」と答えますと、塗山が言いました。「分巡道様は、たまたま奥方の兄弟が訪ねて来ており、三日の内に出發する予定です。この人こそ最も効果があります。もし彼に賄賂を贈り、明日すぐに覆審があれば、かえって大勝ちしますよ。」甘澗が「そう

なればよいのですが。銀はいくら必要でしょうか。」と尋ねますと、塗山は「これは判断をひっくりかえすためのものです。通常の賄賂とは比べものになりません。最低百両は必要です。」と答えました。甘澍が「百両なら出しますが、明日、覆審が行われさえすればの話です。」と言いますと、塗山は「分巡道の奥方の御兄弟は今、酒席にいて、まだ解散していません。私はすぐに入って、このことを伝えましょう。」と言いました。甘澍は宿の主人と一緒に塗山を送り出しました。分巡道の役所の大門は既に閉じられていたので、塗山は再び傍にある民家から、塀を越えて役所に入りました。

次日、道出早堂、即出牌覆審強姦事。甘澍大喜、以為果驗也。下午再審甘澍曰：「路五曾問你揭借否？」澍曰：「他兩次問借銀谷，我皆不肯，因此仇恨，粧情誣我。」再審胡氏曰：「甘澍未到你家，那有強姦事。」將撈起，路五邊未用銀，一撈即緊。胡氏難忍，即吐實：「未有強姦，只揭借不肯，故粧情告他。」又將路五、支九各打三十。將甘澍全解無罪。

次の日、分巡道は、朝一番の法廷に出ると、強姦事件を覆審するという札を出しました。甘澍は大喜びで、効果があったと思いました。午後、分巡道は、再び甘澍を審問して、「路五がおまえに借金を申し込んだことがあるか。」と質問しました。甘澍は「彼は二度ほど銀や穀物を借りたいと頼んできましたが、私はどれも承知しませんでした。これが原因で怨恨を抱き、事実を装って私を誣告したのです。」と答えました。分巡道は、再び胡氏を審問して、「甘澍はおまえの家を訪れていないのに、どうして強姦の事実が存在しようか。」と言いました。そして指責め用の拷問具、撈を用意させました。路五の側では銀の賄賂を使っていなかったため、一たび撈が用いられると、指がきつく締められました。胡氏は耐え切れず、すぐに、「実は強姦されていません。ただ、借金を申し込んで断られたので、事実を装って彼を誣告したのです。」と白状しました。分巡道はまた、路五と支九とをそれぞれ三十回、打たせました。そして、甘澍をお構いなしの無罪としました。

塗山即跟出索銀。甘澍曰：「吾樂與之。」塗山自索謝，澍另以十兩與之。山以銀入道卸起，再出索添謝，又得十兩。當時以為舅爺閔節之力，豈知出道之自悔，而銀盡為塗山所風騙乎！

塗山はすぐに甘澍について出てきて、銀を要求しました。甘澍は「私は喜んで差し上げます。」と言いました。塗山が自分への謝礼を要求したので、甘澍は別に十両を与えました。塗山は銀を運んで分巡道の役所に入り、それをおろすと、再び出て行って追加の謝礼を要求し、さらに十両を得ました。このとき甘澍は、分巡道の奥方の御兄弟に贈った賄賂の力だと思っていました。しかし実は、分巡道が自ら間違いに気づいた結果であって、銀は尽く塗山に騙し取られた、とは知るよしもありませんでした。

按：衙役皆以騙養身供家，豊衣足食。其騙何可枚舉，蓋事々は騙，日々是騙，人々は騙。雖罄南山竹，何能悉之；雖包拯再生，何能察之。予素不入公庭，此中情弊，希所知聞，此其偶得于真見者，故述其弊竇如此。

思うに、役所の衙役は皆、騙りでもって身を立て家族を養い、衣食を豊かにしている。衙役の騙りは枚挙に暇がない。つまり、事々に騙りを行い、日々騙りを行い、人ごとに騙りを行う。隋煬帝の悪行のごとく南山の竹に書き尽くしても、まだ書き切れない

ほどである。包拯が生き返っても、見抜くことができない。私はもともと法廷に出入りしないので、その中に存在する不正については、ほとんど知らない。この話は、実際に見た人からたまたま得たものである。故に、その不正の源を以上のように述べたのである。

然衙中雖人人是奸徒，事事是騙藪，吾惟早完公課，百忍不訟，雖貪吏悍卒，其如我何？故曰機雖巧，不蹈為高；鳩雖毒，不飲為高；衙役雖騙，不入為高。縱有無妄之災，必有明官，能昭雪之者，何也？官皆讀書人，明者多，而昏者少也。無奈在衙人役，各以陰雲靈霧蔽之耳。故惟忍小忿，不入衙為高也。

ただ役所の中は誰もが悪者であり、何事も騙りの淵藪であるとはいえ、我々がとにかく速やかに公課を完納し、百回堪え忍んででも訴訟を起こさなければ、貪欲で凶暴な吏卒であっても、我々をどうすることもできない。ゆえに「わなが巧みでも、踏まなければよい。鳩は毒だが、飲まなければよい。衙役はだますが、役所に行かなければよい。」と言うのである。たとえ無実の罪で訴えられても、必ず聡明な裁判官がいて、冤を晴らしてくれるはずなのは、なぜか。裁判官はみな読書人で、聡明な者が多く、暗愚な者は少ないからである。いかんせん役所にいる吏卒は、それぞれ雨雲や土曇りで裁判官を遮蔽してしまう。だから小さな怒りは耐え忍んで、役所に行かないのがよい。

この第48話では、強姦事件の被告だと誣告された甘澍が、無罪になったのは賄賂を裁判官である分巡道の親戚に贈ったおかげと思いつつも、じつは警備員が分巡道の方針変更の独白を盗み聞きしたうえで架空の仲介話で騙し取っていた、という内容になっている。第49・50話のような下役が直接的に上役の裏をかく話ではない。

4.

これら第48～50話の三つから成る『杜騙新書』十五類「衙役騙」については、すでに馮藝超「清官難逃猾吏手—『杜騙新書』中の衙役故事探析」（『東亞漢學回顧與展望』長崎中國學會會刊創刊號、2010年）という論考がある。この論考が『杜騙新書』は吏に批判的で官に好意的だと断じていることは、筆者も「『杜騙新書』と『金瓶梅』（『饕餮』第21号、2013年。伊藤加奈子ほか『『杜騙新書』訳注稿初編』、『『杜騙新書』の基礎的研究』プロジェクト、2015年参照）で肯定的に紹介した。

馮藝超氏は「衙役」について、「凡是為衙門官署執行役務工作的概可稱作衙役。」（およそ役所のために役務を行なう者は概して衙役と呼べる）と、幅広く定義している。すなわち；

「在『杜騙新書』〈衙役騙〉中肆行訛騙詐財的衙役，如〈入聞官言而出騙〉的防夫塗山、〈故擬重罪釋犯人〉的用事凌書手，以及〈吏呵罪囚以分責〉的老胥，各有不同職司，或擔任巡夜工作，或作文書，或掌管捕捉盜賊，而在其他則故事中，尚有皂隸、公差、捕兵、捕衙、差人等不同稱呼，其職責主要是當案件發生時，負責查案、緝拿、拘提、打板、收監等官長交辦的事務，〈婦嫁淘衙而害命〉故事則還有驗屍的工作。以是，凡是為衙門官署執行役務工作的概可稱作衙役。」（『杜騙新書』「衙役騙」で不埒にも財物を騙し取る衙役は、「入聞官言而出騙」の警備員の塗山、「故擬重罪釋犯人」で権限を左右する書記の凌、および「吏呵罪囚

以分責」の老胥のように、それぞれ違う職掌を持ち、夜間の巡回をしたり、文書を作成したり、犯人の拘束をしたりする。他の話では、さらに皂隸・公差・捕兵・捕衛・差人といった異なる呼称があり、その職責は主に事件が起こった時に、捜査・逮捕・拘束や呼び出し・拷問・収監といった官僚から命ぜられた仕事にあり、第51話「婦嫁淘街而害命」（十六類「婚娶騙」）によれば検死の仕事もある。したがって、およそ役所のために役務を行なう者は概して衙役と呼べる）というのである。

第51話では検死について「差官檢驗收貯」（役人が派遣され遺体を検死し収容した。卷三9b）と表現しており、「官」の字面にこだわれば含意はさらに拡大しかねないが、広義の役人ということであろう。包公の登場する第50話が「吏呵罪囚以分責」と題され、その吏は本文で老胥と書かれている。中央から派遣される上級役人の科挙官僚に対して、現地採用の下級役人の胥吏の類を、「衙役」は広く指すと考えておいて良いであろう。

地方に赴任した官僚が現地の役人を如何に使いこなすか、その苦労は『杜騙新書』より時代は遅れるが、清の藍鼎元（1680～1733）『鹿洲公案』からも窺える。

これは藍鼎元が雍正五年（1727）に広東省潮州府普寧県の知県となり、程無く署潮陽県事つまり潮陽県の知県代理も兼務した約二年間に起こった諸事件の回想記である。宮崎市定氏の邦訳（平凡社東洋文庫、1967年。全24話のうち第9話「賊輕再醮人」を除く）があり、それ以前に同氏は「雍正時代地方政治の実状—硃批諭旨と鹿洲公案—」（『東洋史研究』第18巻第3号、1959年）で、地方政治に雍正帝の理想がどこまで反映されたかを物語る史料として、『鹿洲公案』を検討している。

この論考は「県政の妨害者」の筆頭に胥吏を挙げている。それは藍鼎元が赴任早々の話として、胥吏たちが租税滞納に手を貸していたのを如何に心服させたか、を綴る『鹿洲公案』巻上冒頭の「五営兵食」に基づく分析である。そもそも租税滞納のため、潮陽県に駐屯する五つの兵営への食糧供給が滞り、雍正五年に知県は懲戒免職、次の知県代理は病死、そこで藍鼎元が署潮陽県事となったのである。

宮崎氏はこの第1話のタイトルを「県吏員のストライキ」と題する。原文文中の「各役哄堂」「衙役散堂」などの表現に相当しよう（東京大学総合図書館蔵本。巻上2a・2b）。藍鼎元が正論を盾に、飴と鞭で租税徴収を進めたため、催税のノルマに達しない税務係への見せしめの杖刑をきっかけに、明日にも二三百人が職場放棄して郊外の東山に立てこもるといった情報が入る。じつは前々任者が懲戒免職になったのも、このストライキが一因だった。ところが藍鼎元が慌てず騒がず、軍隊による鎮圧をちらつかせると、結局は何も起こらなかったという。藍鼎元は以下のように述べている。

圖差平日枝蔓牽連，妄拘索詐之術，至是俱無所施其巧。（5b）

税務係というものはどこも同じで、滞納を処理する時にはなるべく多くの人間を連累させ、無暗に拘留したり威嚇したりして賄賂を貪るものなのだが、私のやり方では彼等の商売が上ったりになるのだ。（宮崎訳）

なお税務係と訳される「圖差」について、劉鵬雲・陳方明訳注『鹿洲公案』（群衆出版社、1985年）は、「清南方各省縣以下設郷，郷以下設圖。圖差：管本圖魚鱗圖冊，核收田賦。」

（清の南方の各省は県の下に郷を設け、郷の下に図を設けた。図差は、その図の土地台帳を管理し、地租を計算・徴収する）と注記している。

5.

宮崎論文は『鹿洲公案』を史料として扱う一方で、次のようにも述べる。「事実は小説よりも奇なり、という古い言葉があるが、我々は鹿洲公案を読むとき、いわば捕物帳的な興味を覚える。本論稿の読者は、或いは学術論文にあるまじき興味本位の記述だと響きされる向〔き〕があるかも知れぬが、それは資〔史?〕料とした鹿洲公案そのものが面白すぎた為である。」また邦訳の「解題」にはこうある。「私は旧中国社会の実態を記した書として、これほど面白いものはないと思う。本当に小説よりも面白いのである。小説だと、どんな名人の書いたものでも、必ずそこに虚構のもつ不自然さが現われる。あるいは、そこがかえって面白いのであるが、この書は多少の誇張や改変が絶無とはいえまいが、出てくる人物はあくまで現実の人物で、それが期せずして複雑なドラマを構成するのである。」

これは宮崎氏一人の読後感ではなかろう。かくて『鹿洲公案』は、清末には“三公奇案”の一つとして『包公案』・『施公案』と併称され、おそらく黄岩柏『中国公案小説史』（遼寧人民出版社、1991年）を嚆矢として、文言で書かれた特別な公案小説として中国文学史上に位置づけられるようになった。

もっとも、その過程を詳しく跡付けた龔敏「試論藍鼎元《鹿洲公案》之文本性質」（『中山大學報（社会科学版）』2012年第6期）は、藍鼎元が『鹿洲公案』を書いたのは讞書（裁判記録・判例集の類）としてであり、小説ではないため、これを公案小説に位置づけるのは誤りだと断じている。

たしかに黄氏以外の一部の論者のように、文言小説として「與《聊齋志異》、《閩微草堂筆記》等鼎足而立」（『聊齋志異』や『閩微草堂筆記』と鼎立する）とまで言うのは、更なる議論を要するだろう（苗懷明『中国古代公案小説史論』南京大学出版社、2005年）。とはいえ、そう言いたくなるほどに面白さを感じる読者がいることも、否定はできない。

少なくとも『鹿洲公案』が、公案小説を読むうえで示唆に富むことは間違いない。たとえば「幽魂対質」（巻上15a。宮崎訳第4話「亡霊と犯人の対決」）は、本稿冒頭で触れた、包公が幽霊の証言を得て真犯人を暴く話の裏側を伺わせる。藍鼎元は風雨の激しい夜を利用し、城隍廟（街の守り神の宮）に被害者の靈魂を呼び出したと称して、殺人犯を自白に追い込むのである。龔敏本は末尾に評して「令君直是包閻羅」（巻上17b。宮崎訳「この県知事様こそは昔の名判官、包閻羅さまの再世〔生?〕」というべきだ。）という。

『杜騙新書』についても、これを大塚秀高『増補中国通俗小説書目』（汲古書院、1987年）は公案類に含めたが、黄霖「《杜騙新書》與晚明世風」（『文学遺産』1995年第1期）は批判的である。ただ大塚氏は『中国小説史への視点』（放送大学教育振興会、1987年）で、『杜騙新書』をあくまで公案小説の“変種”に位置づけたのである。その意味では『鹿洲公案』と似た境遇にあるわけだが、両者はまた「旧中国社会の実態を記した書として」読めそうな点でも一脈通ずる。第48話で「この話は、実際に見た人からたまたま得たものである。故に、その不正の源を以上のように述べたのである」と書いたり、包公の第50話を、明の法制に照

らして増補改変している点などから見ても、『杜騙新書』は必ずしも文学創作を旨とはしていない。前節で論じた、衙役の類に対する見方の類似性からも、そのことが窺えるのではないだろうか。

6.

さて馮藝超「清官難逃猾吏手—《杜騙新書》中の衙役故事探析」が『杜騙新書』は更に批判的で官に好意的だと断じ、筆者も「『杜騙新書』と『金瓶梅』」でそれを肯定的に紹介したことは第4節で触れた。馮論文は結論として、第48話「入聞官言而出騙」の按語から一部を引用する。

縦有無妄之災，必有明官能昭雪之者。何也？官皆讀書人，明者多而昏者少也。

たとえ冤罪が降りかかろうとも、きっと賢明な官僚が無実を明らかにしてくれる。なぜか？官僚は読書人であって、賢明な者が多く愚か者は少ないからである。

これについて筆者の上記論考は、上役たる官僚の描写という、馮論文が触れない点から検証し、「『杜騙新書』は全体的に、更に厳しく官に温かいと言えるであろう。」と述べた。

すなわち、なかには第20話「狡牙脱紙以女償」の巡街蔡御史や司道、第28話「傲氣致訟傷財命」の霍爺や陳爺、あるいは第72話「銀寄店主被竊逃」に登場する太府のように、事件を利用して私腹を肥やす官もいるが、『杜騙新書』の中ではむしろ珍しい。登場する多くの官は剛直であったり、少なくとも良心的ではある。列举すれば第1話「仮馬脱緞」の応天府尹、第7話「借他人屋脱実布」の署印同知鐘爺、第21話「貧牙脱蠟還旧債」の署印梅爺（以上巻一）、第25話「詐称公子盗商銀」の史大巡、第26話「炫耀衣粧啓盗心」の王大爺、第33話「京城店中響馬賊」の巡街劉御史、第34話「私打印記占舖陳」の太爺、第40話「買銅物被船謀死」の陳爺、第42話「行李誤挑往別船」の胡爺、第43話「脚夫挑走起船貨」の呂巡補（以上巻二）、第52話「媒賺春元娶命婦」の府尹、第53話「異省娶妾惹訟禍」の鄒爺、第54話「青蛙露出謀娶情」の魏爺、第58話「姦人婢致盜去銀」の張爺、第59話「姦牙人女被脱騙」の呉爺、第65話「刺眼別脚陷残疾」の太府（以上巻三）、第70話「空屋封銀套人搶」の県官、第74（その一）話「服孩兒丹詐辟穀」の褚県尊、第75話「信僧哄惑幾染禍」の王爺（以上巻四）といった面々である。ほかに第51話「婦嫁淘街而害命」の御史や第79話「信煉丹貽害一家」の県・府・道のように真相をつかめなかった例もあるが、私心を挟んだわけではない。

とすれば、『杜騙新書』では少なくとも合計19話において「清官」が描かれている勘定になるが、では「猾吏」についてはどうか。筆者の「『杜騙新書』と『金瓶梅』」を補う意味も含めて、以下で検討したい。

7.

馮論文は以下のように述べており、『杜騙新書』のうち20話以上が衙役の強欲や不法を描くようにも読めそうである。

第十五類〈衙役騙〉中の3則故事，則是以衙役為主，直接且具體透視衙役的貪枉不法；其他不下20則故事都有衙役的蹤影，也可以作一參照。

第十五類「衙役騙」を構成する3つの話（第48～50話）は、衙役を主とし、直接かつ具体的に衙役の強欲と不法を描き出す。他にも20を下らない話に衙役の姿があり、参考とすることができる。

ただし馮論文が他に具体的に言及するのは、第21話「貧牙脱蠟還旧債」と第71話「詐秋風実以攬騙」に過ぎない。第21話では「皂隸」が賄賂を受けて捜査報告を行ない（巻一39 a）、第71話では合格を買おうとする科挙受験生から銀を騙し取る秋風客が、「書手」や「皂隸」を仲間に入れて受験生を信用させる（巻四9 b）。ここで留意すべきは第21話の場合、賄賂の送り手は旅商人の張覇で、それによって商品の蠟が仲買人に横流しされたことを告発し、よその土地で損害を取り戻す一助としている点である。これについては後で改めて触れるが、ともあれ20話以上に衙役が登場するというなら、馮論文は上記の合計5話のほかにもどの話を念頭に置いているのか。

その手掛かりは、すでに第4節で引用した「衙役」の定義に関する記述のうち、以下の部分にあるだろう。

而在其他則故事中，尚有皂隸、公差、捕兵、捕衙、差人等不同稱呼，其職責主要是當案件發生時，負責查案、緝拿、拘提、打板、收監等官長交辦的事務，〈婦嫁淘街而害命〉故事則還有有驗屍的工作。

他の話では、さらに皂隸・公差・捕兵・捕衙・差人といった異なる呼称があり、その職責は主に事件が起こった時に、捜査・逮捕・拘束や呼び出し・拷問・収監といった官僚から命ぜられた任務の遂行にあり、第51話「婦嫁淘街而害命」によれば検死の仕事もある。

このうち検死の仕事をするという第51話については第4節でも触れたが、該当部分は「差官 検驗取貯（役人が派遣され遺体を検死し収容した）」だから、その仕事をする衙役は「官」と汎称されるだけで特定の呼称は用いられていない。ちなみに検死が衙役の仕事であったことは、『水滸伝』や『金瓶梅』の武大殺しで検死を担う何九叔が件作の団頭である点からも窺えよう（『杜騙新書』と『金瓶梅』参照）。いずれにせよこの第51話の検死係は職務に忠実で、強欲でも不法でもない。

ともあれ馮論文は、『杜騙新書』の「衙役騙」以外の話では皂隸・公差・捕兵・捕衙・差人といった異なる呼称があるという。これらの呼称が使われる話を探してみよう。

まず「皂隸」は、既に見た第21・71話のほか、第44話にも用例がある。

皂隸官差去採茶，不要文銀只要賒。（巻二38 b）

小使が県知事に遣されて茶を採りに行った。ひたすら良銀を求め、坊さんが後払いを願うのを許さなかった。

県庁前で首枷をはめて晒しものにされた坊さんについて、唐寅が詠んだ諷刺の七言絶句の前半である。和訳は『『杜騙新書』訳注稿初編』を改変したが、第二句は『唐伯虎先生外編』巻三が「只要紋銀不要賒」に作るのに従って、「不」と「只」とを入れ換えて訳した」と注記されているのに従った。ここでいう銀も賄賂を指すのであろうから、この「皂隸」は強欲と言ってよからう。

「公差」は、既に見た第21話で「先差皂隸往查，霸以銀賄公差」のように皂隸の言い換えに使われるほか、第43話「脚夫挑走起船貨」で呂巡補に派遣される捕り方二人の称でもあるが（巻二36b）、この第43話の「公差」は、職務に忠実である。

「捕兵」は、明らかに捕り方の意だが、この称が見える第26話「炫耀衣粧啓盜心」・第40話「買銅物被船謀死」とも、「捕兵」はやはり職務に忠実である（巻二4b・巻二29b）。

「捕衙」は、先ほど挙げた第43話で呂巡補のことを「呂捕衙」とも呼んでいる（巻二36b）。おそらく『杜騙新書』では、「捕衙」は衙役の意味ではあるまい。

最後に「差人」の語は、先ほど挙げた第43話で捕り方を指すほか（巻二36b）、第52・53・65・70・71・74（その一）話に見える。ただし少なくとも第52・70・71・74（その一）話は人を差（つか）わす意味であり、名詞ではない（巻三13a・巻四8b・巻四10a・巻四17b）。残る第53・65話は名詞とも解せるが、やはり捕り方の意で（巻三15a・巻三49b）、かつ第52・70・71・74（その一）話の差（つか）わされた人も含めて、職務に忠実である。

以上、皂隸・公差・捕兵・捕衙・差人などの用例から馮論文が念頭に置くであろう「衙役」の話として新たに第26・40・43・44・51・52・53・65・70・71・74（その一）話を挙げたが、これら合計11話を加えても馮論文のいう20話以上にはまだ5話ほど足りない。また新たに加えた合計11話のうち、「猾吏」を描くのは第44話のみに留まる。

8.

とはいえ『杜騙新書』は、他の話にも衙役の類が出てくる。たとえば第79話「信煉丹貽害一家」では、煉丹術詐欺で監獄に入った邗道士から、銀を賄賂に受け取り籠絡された「禁子」つまり獄吏の描写が含まれる（巻四32a）。これは「猾吏」の側に入れて良からう。

第14話「詐以帚柄要轎夫」は、「提控」（五軍都督府の吏員。巻一25a）が箒の柄を緞子に見せかけ、金目のものと駕籠かきに誤解させて乗り逃げする話である。ただしこの話の駕籠かきは日頃からぼったくりを重ねていて、「提控」に懲らしめられたという設定になっている。按語でも「此謂借棍術還馭棍徒，亦巧矣。然凡遠出，若僱轎夫挑夫，須從店主同僱」（これはワルの手口でワルを翻弄しており、見事なものである。だが遠出をする場合、もし駕籠かきや人夫を雇うのなら、宿屋の主人の紹介で雇わねばならない）などと書いている。そもそも「提控」が胥吏としての職権を乱用した話でもない。この点は後で改めて触れる。

対照的に可哀そうな話もある。第37話「大解被棍白日搶」の王亨は揚州府の「典史」だったが（巻二23b）、二度の勤務評定をへて北京へ異動する途中、草むらで用を足そうとズボンを脱いだところを襲われ、身ぐるみ剥がれて一文無しになってしまったという。按語は「必當以褲脫下，挾在腋下。倘遇光棍，若行歹意則起而逃之亦可，或與之交戰亦可」（必ずズボンを脱いだら、脇に挟むべきである。悪人に出会った場合も、もし凶行に及べば立ち上

がって逃げてもいいし、相手と戦ってもいい）などと対処法を記している。ただしこの話も、被害者が胥吏である必然性は無い。なお「典史」が「典史」の誤記であれば、吏員の話ではなくなるが、やはり下級の役人ではある。とすれば彼らをからかう意味合いはあるかも知れない。

あとは第57話「地理寄婦脱好種」（その三）に、母が「衙中某門子」つまり役所のとある門番と密通して生まれた子が、地理（風水占い師）の助言でその門番の遺骨を父親の墓の傍らに改葬して、ようやく科挙に合格できた話がある（巻三28b）。この場合の門番も衙役ではあろうが、「猾吏」を描いたものとは言い難い。

以上の四話を加えれば、『杜騙新書』で「吏」を描く話は合計20話に達する。ただし「猾吏」を描くのは、第21・44・48～50・71・79話の合計7話であり、かりに第14話を加えても半分に届かない。第6節で述べたように「清官」を描く話が合計19話あるのとは、対照的であると言えよう。

9.

そうすると第50話にしても、包公をも欺く「猾吏」の悪辣さを説くことは、必ずしも『杜騙新書』の意図ではないかも知れない。

この話は第1節で述べたように、宋の沈括『夢溪筆談』巻二十二・鄭克『折獄龜鑑』巻五・桂万榮『棠陰比事』巻中などの記載に基づく。このうち沈括『夢溪筆談』巻二十二は「謬誤（譎詐附）」と題されており、また包公の話には「小人為姦，固難防也」（胥吏のごときが悪事を働くのは、元より防ぎにくいことである）と記されている。このコメントは『折獄龜鑑』に踏襲され、かつ唐の李志遠が胥吏の詐術を見抜いた話に付記する形で、包公の話が紹介されている。『棠陰比事』でも「孝肅杖吏・周相収掾」として、後漢の周紆が明察によって廷掾（属官、下役）の嫌がらせを暴いた話と対照するかたちで包公の話を紹介している。いずれも包公が騙された点に注目し、そこから上役にとっての教訓を引き出している。

『杜騙新書』第50話の按語も「公且受胥騙，況後之為官者哉。」（包公でさえ胥吏に騙されたのである。ましてや後世の官僚が胥吏に騙されやすいのは言うまでもない。）と書いており、上役たるものを戒めていると読める。そして第48・49話も含め、これら「衙役騙」の合計3話を基礎として『杜騙新書』の胥吏と官僚について論じたのが馮藝超氏の「清官難逃猾吏手—《杜騙新書》中の衙役故事探析」という論文であった。その主張は論題にも使われた「清官も猾吏の手を逃れ難し」という言葉に集約されている。そして、それ自体は必ずしも誤りではあるまい。

ただ検証してみると、確かに『杜騙新書』では多くの「清官」が描かれるが、「猾吏」はそれほど多くもなかった。では馮氏の考察や筆者の前稿、また『杜騙新書』における包公の話の按語から漏れているのは何か。

想起して頂きたいのは第7節で、第21話「貧牙脱蠟還旧債」について、「賄賂の送り手は旅商人の張覇で、それによって商品の蠟が仲買人に横流しされたことを告発し、よその土地で損害を取り戻す一助としている点である。これについては後で改めて触れ」ようと述べたことである。

また第8節で「第14話「詐以帚柄要輜夫」は、提控（五軍都督府の吏員）が箒の柄を緞子に見せかけ、金目のものと駕籠かきに誤解させて乗り逃げする話である。ただしこの話の駕籠かきは日頃からぼったくりを重ねていて、提控に懲らしめられたという設定になっている。按語でも「此謂借棍術還馭棍徒，亦巧矣。然凡遠出，若僱輜夫挑夫，須從店主同僱」（これはワルの手口でワルを翻弄しており、見事なものである。だが遠出をする場合、もし駕籠かきや人夫を雇うのなら、宿屋の主人の紹介で雇わねばならない）など書いている。そもそも提控が胥吏としての職権を乱用した話でもない。この点は後で改めて触れる。」とも述べた。

この二つの話から、第50話の別の側面を伺うことができる。この話を富豪の子の側から見れば、老吏に賄賂を渡すことで、包公からの責打を半減できたのである。それは第21話で、旅商人の張覇が下役（皂隸）への賄賂によって告発に関する捜査を有利に進め、よその土地で損害を取り戻す一助としたことと、自らを守る点では同じであろう。そして第14話で、吏員（提控）がぼったくり駕籠かきを騙した話は、按語に「此謂借棍術還馭棍徒，亦巧矣。」（これはワルの手口でワルを翻弄しており、見事なものである。）と評されていた。騙すことが全否定はされていないのである。

第50話に戻れば、これは富豪の子が老吏（老胥）を利用して、包公を騙すことで自らを守った話であるとも読める。騙すことを『杜騙新書』は、全否定してはいない。包公の話における富豪の子は冤罪ではなかったが、一般論として自らを守るためにこのような方法をとらざるを得ない場合も生じうるだろう。たとえば第21話の張覇などは、異郷の地でそのような状況に置かれたのである。

第21話の按語は、「商而知此，何至如張霸被牙所脫也。況非剛正之梅爺，肯聽分上，幾乎素手歸矣。」（商売をするならこれ（上記の注意点）を知っておけば、張覇のように仲買人に騙されることはなかった。まして剛直な梅の旦那でなければ、（対立側からの）賄賂を受け取ったはずだから、張覇はほとんど何も取り戻せず帰ったことだろう）などと記す。だがこの按語は、張覇が下役（皂隸）へ与えた賄賂には触れていない。大っぴらに誉められることではないだろう。ただ『杜騙新書』では多くの「清官」が描かれるが、第6節で述べたように、いっぽうで第20話「狡牙脱紙以女償」の巡街蔡御史や司道、第28話「傲氣致訟傷財命」の霍爺や陳爺、あるいは第72話「銀寄店主被竊逃」に登場する太府など、事件を利用して私腹を肥やす官もいるのである。すると第21話の按語が梅の旦那でなければ、（対立側からの）賄賂を受け取ったはずなどと書いているのは、本音が漏れたものではないか。

また賄賂を受けない「清官」によって、かえって窮地に追い込まれる場合もあることは、第2節で述べた第49話「故擬重罪釋犯人」が具体的に描いていた。葉判事は被告の元植という金持ちが府知事に賄賂を贈って自分に圧力をかけたと思ひ込み、辺境守備隊送りにしようとする。しかも被告が逮捕されたのは、でっち上げによるものであった。追い詰められた被告は凌書記に賄賂を贈る。判事は書記に判決の原案を起草させるが、凌書記がわざと絞首刑の原案を繰り返したおかげで、被告は懲役への減刑を勝ち取り、しかも「納贖」（物納による贖罪）で済ますことができた。この話が第50話の直前に、同じく十五類「衙役騙」として収められている点も意味深長である。なお宋の『折獄龜鑑』や『棠陰比事』で、李志遠や周紆の話に付記する形で、包公の話が紹介されていたのも示唆的であろう。

窮地に陥った時、如何に身を守るか。『杜騙新書』という表題は騙されるのを防ぐ趣旨であり、内容も騙されたとき如何に対処するかを説くものと理解できるが、それは身を守るためであるし、そこに直接的に書かれたことが全てでもあるまい。仮にその点に留意しなければ、本稿の冒頭のように第50話を包公が騙された話と要約して済ませることも可能になるだろう。けれどもこの話を『杜騙新書』が載せている意味は、言外にも及んでいたのである。

* 本稿執筆に当たり JSPS 科学研究費補助金20K00365、21K00324を得ている。

(2021年4月30日受理, 5月14日掲載承認)